

富士見町移住・定住促進対策新築住宅補助金

問 総務課 企画統計係 ☎62-9332

移住・定住のための住宅を新築される方は、町の新築住宅補助金をご活用ください。

【目的】 富士見町に移住・定住する目的で住宅を新築、または新築住宅を購入した方にその経費の一部を補助することで、移住・定住促進を図り、町の活性化を推進する。

【期間】 平成27年度から平成30年度までの4年間

【補助金額】 「富士見町移住・定住促進対策新築住宅補助金」として50万円



●補助対象者の条件（すべてに該当）

- ①町内に自らが移住・定住する目的で住宅を新築、または新築住宅を購入した方
- ②申請時に町内に住所を有している方（外国人含む）
- ③町税等の滞納がない方
- ④申請時に満45歳未満の方
- ⑤都市計画富士見町公共下水道排水区域および農業集落排水事業計画区域の中に新築した方、かつ、区・集落組合に加入した方

●補助対象住宅の条件

町内に本店、営業所等を有する業者が新築に係る全部または一部工事（50万円以上）を施工した住宅

●必要書類

- ①富士見町移住・定住促進対策新築住宅補助金交付申請書（様式第1号）
- ②住宅新築に係る請負契約書の写し ※一部工事については、工事の明細と領収書（受領書）の写し
- ③住宅の登記事項証明書
- ④住宅の位置図
- ⑤住宅の完成写真
- ⑥町税等の「完納証明書」または町税等の滞納がないことを補助金（交付金）交付事務取扱職員が確認するとの「閲覧承諾書」
- ⑦住民票（同一世帯全員）の写しまたは外国人登録原票記載事項証明書
- ⑧区・集落組合加入証明書

●注意事項

- ①補助金の申請を予定している方は、補助対象の条件に該当しないケースがありますので事前にお問い合わせください。
- ②申請については、住宅の建築または取得が完了した日（登記完了日）から3ヶ月以内となります。

地域安心ネットワーク体制づくり事業

問 住民福祉課 社会福祉係 ☎62-9144

「住み慣れた地域で安心して一生暮らし続けられるまち」を目指し、新たな体制づくり（地域安心ネットワーク体制づくり）をはじめています。地域住民が専門機関や公的機関と連携しながら日常的な地域支え合い活動を強化することにより、大地震や台風・水害等非常時にも強い地域・町を構築しようというものです。

この体制づくりは「自分自身のことを地域住民に知ってもらうこと」から始まります。

趣旨をご理解いただき、個人情報登録申請をお願いします。



●個人情報登録兼同意書の提出について

【登録方法】 支援を必要とする方が事前に「個人情報登録申請書兼同意書」を町に提出

【登録内容】 身体状況、避難・屋外への移動方法、その他配慮してほしい事項

【対象となる方】 65歳以上ひとり暮らし、75歳以上の方、障がいをお持ちの方

※対象の方に「個人情報登録申請用紙」を郵送させていただきます。

※過去において登録はしなかったが、身体状況の変化により登録を希望する方も隨時、受付しています。申請書の提出をお願いします。

※登録申請書は、町社会福祉係にお問い合わせいただくか、町ホームページからダウンロードしてください。<http://www.town.fujimi.lg.jp/page/ju04anshinnet.html>



●支え合いマップづくりについて

富士見町社会福祉協議会に「支え合い体制づくり事業」を委託し各地区のニーズに合わせ「支え合いマップづくり」を行っています。「支え合いマップづくり」は地域住民同士が寄り合い、身近な地域の様子を知ったり、支え合いについて一緒に考える機会となっています。